

伊勢市いじめ防止基本方針

平成27年10月
(改訂 令和6年3月)

伊 勢 市

伊勢市いじめ防止基本方針 目次

はじめに	1
改訂について	2
1 いじめの防止等のための基本的な考え方	2
(1) いじめ防止対策推進法について	
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(3) いじめの定義	
(4) 伊勢市におけるいじめの防止等の基本的な考え方	
① いじめの未然防止	
② いじめの早期発見	
③ いじめへの対処	
2 伊勢市のいじめの防止等の取組	4
(1) 組織等の設置	
① 伊勢市いじめ防止基本方針の策定	
② 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
③ 教育委員会の附属機関の設置	
④ 相談窓口の設置	
(2) 伊勢市におけるいじめの防止等のための措置	
① 教育委員会による学校支援	
② 関係機関との連携	
③ 保護者や地域等との役割・連携	
3 学校のいじめの防止等の取組	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
① 想定される具体的な役割	
② 組織の特性	
③ 組織の運営	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
① いじめの未然防止	
② いじめの早期発見	
③ いじめに対する措置	
4 重大事態への対処	10
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態発生時の報告等	
(3) 重大事態の調査	
① 調査の趣旨及び調査主体	
② 調査を行う組織	
③ 調査結果の提供及び報告	
④ 再調査	

伊勢市いじめ防止基本方針

はじめに（平成27年10月 策定の趣旨）

子どもはみんな、「安心して通える学校、居心地のよい学校」を求めています。

私たち大人には、子どもたちのこの願いをかなえていく責任があります。

しかし、学校には子どもたちのこの願いを阻む「いじめ」という解決しなければならない大きな課題があります。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利や社会性を培える機会を奪い、その心身に大きな傷を負わせるだけでなく、人格を形成していくうえで大きな影響を与えていると言われています。また、全国的に見てみますといじめが原因で大切な命を自ら絶つなど痛ましい事態も起こっている現実があります。

各学校では、子どもたちがこのような現実直面することがないように、いじめのない学校をめざし様々な取組を進めています。しかし、現状では、まったくいじめのない状況をつくっていくことは容易ではありません。

このような状況の中、本市教育委員会では、「安心して通える学校、居心地のよい学校」を阻害する要因であるいじめをなくしていくためには、子どもたちのよりよい人間関係を作っていくことが大切であると考え、平成22年度から「子どもリレーションシップ総合推進事業」を実施してきました。この事業では、教員が子どもたちの日常生活の実態を客観的に把握していくためのアンケートツールを取り入れるとともに、教職員用実践事例集「いじめをなくすために」を作成するなどして、学校における取組の支援を行ってきました。

さらに平成23年度には、「いじめをなくすために」の保護者版として「Heart and はあと」を作成しました。学校だけでなく保護者や家族がどのように子どもと向き合っていくことが大切かなどを示しながら、学校と保護者がいじめをなくしていくためにともに取り組んでいけるようにしています。

これまでの取組を踏まえ、学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止基本方針」等をもとに、伊勢市におけるいじめ防止のための基本方針を策定することとしました。この方針のもと、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

改訂について（令和6年3月 改訂の趣旨）

伊勢市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために「伊勢市いじめ防止基本方針」を平成27年10月に策定しました。その後「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）の策定が行われ、三重県では「三重県いじめ防止条例」の施行、「三重県いじめ防止基本方針」の改訂が行われました。このことを受けて、市の基本方針についても県の基本方針を反映した内容に改訂することとしました。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されない行為です。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題のひとつであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。これまでも学校において様々な取組が行われてきましたが、未だ、いじめを背景とした重大な事案が全国で発生しています。

そこで、社会総がかりでいじめの問題に対峙し、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が公布され、同年9月28日施行されました。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことをめざして行われなければなりません。

すべての児童生徒がいじめを行わないよう、また、いじめを認識しながら無関心であることがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことも重要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、上記のいじめには、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要があります。

(4) 伊勢市におけるいじめの防止等の基本的な考え方

① いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを踏まえ、伊勢市立小中学校（以下「学校」という。）におけるいじめの問題克服のために、以下の考え方を基本とします。

- ア 心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくる社会をめざします。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを大切にします。

ウ いじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。

エ すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざします。

オ 人と人とのつながりの重要性を子どもたちが体感できるよう、大人と子どものコミュニケーションを促進します。

カ 地域・家庭と一体となったいじめ問題への取組が重要であることを啓発していきます。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要です。

いじめの早期発見のため、学校は学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知等に加え、学習用端末等を活用し、児童生徒がいつでもいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る必要があります。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を、徹底して守り通します。何よりもいじめを受けた児童生徒の思いを尊重しながら、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行っていきます。

また、家庭や教育委員会などへの連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校は組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

2 伊勢市のいじめの防止等の取組

(1) 組織等の設置

① 伊勢市いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、国や県の基本方針を参酌し、伊勢市に

おけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、伊勢市いじめ防止基本方針を策定します。

本方針は、いじめの未然防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものです。

なお、本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行います。

② 伊勢市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、伊勢市のいじめ問題対策のネットワークを構築し、それぞれの取組についての情報交換を行うため、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ「伊勢市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。本協議会では、伊勢市のいじめ問題対策が地域の実情にあった実効性の高い取組となっているかどうかの点検、見直し等も行います。

構成は、学校教育関係者、関係行政機関、心理や福祉の専門家、保護者の代表者及び学識経験者等とします。

③ 教育委員会の附属機関の設置

伊勢市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関を設置します。この附属機関は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者により構成し、公平性・中立性が確保されるよう努め、以下のことを行います。

ア 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の有効な対策を検討するため、専門的知見からの審議を行います。

イ 学校のいじめ事案について、必要に応じて第三者機関として問題の解決を図ります。

④ 相談窓口の設置

いじめに関する通報及び相談を受け付けるため、次の機関を窓口として整備します。

ア 伊勢市教育研究所 スマイルいせ
コンサルタントへの相談

イ 伊勢市青少年相談センター
相談員への相談

(2) 伊勢市におけるいじめの防止等のための措置

① 教育委員会による学校支援

教育委員会は、学校とともに、いじめの問題にかかわる当事者であることを強く認識し、責任を持っていじめの問題に取り組みます。

ア 教育委員会事務局及び伊勢市教育研究所による支援に加え、事案の内容によって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、幅広い支援策を講じます。

イ いじめの問題に対する教職員の対応力の向上を図るとともに、学校の組織的な生徒指導の推進や、児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりする学習を促進するため、いじめ問題に関する教職員対象の研修講座を企画します。

ウ 伊勢市小中学校生徒指導協議会の場を活用して、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について、情報交換等を行います。

エ 児童生徒間のインターネット上のトラブルの未然防止、早期発見を図るとともに、学校における児童生徒のネットリテラシーや情報モラル教育を推進します。また、保護者へのインターネット上の課題に対する理解を深める啓発を進めます。

オ 各学校において、学期に1回以上のアンケート調査に加え、教育相談等を実施するなどして、いじめの実態把握に取り組みます。

② 関係機関との連携

ア 三重県のおいじめ防止月間の取組に合わせ、学校や保護者、地域への啓発を行います。

イ 各相談窓口との連携を図り、相談体制の充実を図ります。

ウ 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図り、情報共有し、問題解決に努めます。

③ 保護者や地域等の役割・連携

ア 保護者の役割

保護者は、保護する児童生徒が、いじめを行うことのないよう発達段階に応じて規範意識を養うとともに、いじめを受けた場合は適切にいじめから保護していくことに努めなければなりません。

そして、保護する児童生徒に自分の命が大切にされているという実感を育んでいけるような向き合い方をしていく必要があります。また、学校が講じるいじめの防止等に関する措置に協力し、学校と保護者がともにいじめの防止等に取り組んでいきます。

イ 地域の役割

子どもが安心して過ごすことのできる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、そのためには、学校や保護者だけでなく、自治会、事業所、市民活動団体など、さまざまな地域団体が、地域ぐるみで地域の子どもの大切な存在として温かな目で見守り、育てるという意識を持つことが大切です。

各地域においては、互いの人権を尊重することを当たり前のように自然に感じ、考え、行動することが根付き、大人も子どもも安心して住めるまちづくりを進めていくことで、いじめをはじめ様々な差別を許さない大人の姿を子どもに示していきます。

また、いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行います。

ウ 学校・保護者・地域の連携

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を通して、いじめの実態や指導方針などの情報を発信するとともに、保護者からも情報や意見を得るよう努めます。さらに、学校だよりや学年・学級通信を通して協力を呼びかけるなど、あらゆる手立てや場面を通してコミュニケーションを図り、保護者との連携を推進します。

また、いじめ防止基本方針をホームページなどで広く公開するとともに、地域の方々に参画を求めている会議等でも積極的にいじめの防止に係る協力を求め、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進します。

エ 行政の役割

いじめの問題への理解を深めるための広報啓発活動を行うことで、学校・保護者・地域との連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行います。

また、市長部局におけるいじめ解消・被害者支援の仕組みづくりや市長・教育部局が密に連携する体制を構築し、いじめの重大化および将来的な福祉課題の発生を防止し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備します。

- いじめ相談窓口の設置
- いじめ報告相談アプリケーションの導入
- いじめ解消に向けた被害者に寄り添った支援の構築
- 支援関係機関等に対する研修の実施

3 学校のいじめの防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国および県の基本方針、伊勢市いじめ防止基本方針を参考にして、自ら

の学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）として定めま
す。策定にあたっては、次のことに留意します。

- 当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針となるように努めます。
- 学校基本方針については、学校のホームページへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校にいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

① 想定される具体的な役割

【未然防止】

ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。

イ いじめの相談・通報の窓口となります。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行います。

【早期発見・事案対処】

エ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

【学校基本方針に基づく各種取組】

オ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。

カ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施します。

キ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直しを行います。

② 組織の特性

ア 組織の名称は、各学校の「生徒指導部会」「生徒指導委員会」等の既存の組織を活

用する場合であっても、独自に設定した名称を学校が策定する基本方針に位置づけます。

イ 外部専門家の助言を得つつ機動的に運用ができるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者のみの会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫します。

③ 組織の運営

ア 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えは直ちにすべて報告・相談し、迅速に共有を図ります。

イ 個々のいじめ事案によって、関係教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に参加を求めるなど、柔軟な運営に努めます。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

道徳教育や人権教育を中心とし、あらゆる教育活動を通して児童生徒の自己肯定感や規範意識を育み、豊かな心を育てていきます。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、ネットリテラシーや情報モラル教育を推進します。

② いじめの早期発見

教職員は、日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう学校全体で取り組むとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、直ちに組織的に対応すると同時に、速やかに教育委員会に報告するものとします。まず、事実関係を客観的に調査し、いじめの有無を見極め、いじめと判断した後は、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、その児童生徒との信頼関係を築いていきます。そして、いじめを受けた児童生徒の思いを尊重した上で、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめを行った児童生徒を指導します。これらの対応について、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門

機関と連携し、対応にあたります。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

次の場合を重大事態と規定します。

- 「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。」

「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- 「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。」

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、欠席日数が30日に満たなくとも迅速に調査に着手することが必要です。

- 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等に当たる必要があります。児童生徒が転校を申し出た場合には、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、学校は直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態発生の報告等

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するものとします。

重大事態の報告を受けた教育委員会は、当該事案を直ちに市長及び三重県教育委員会に報告するものとします。

(3) 重大事態の調査

① 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査は、当該事態への対処や同種の事態発生の防止に資するために行うものとします。

イ 教育委員会は、学校から報告を受け、調査主体、組織、方法等を判断します。

② 調査を行う組織

- ア 教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会が設置する附属機関が行います。
- イ 学校が調査主体となる場合は、学校に設置したいじめの防止等の対策の組織に第三者を加えた組織を母体とする場合と、第三者委員会を立ち上げる場合とが考えられ、教育委員会と協働しながら、適切な専門家を加えるなどの対応を行います。
- ウ 重大事態の状況により、伊勢市こども課、南勢志摩児童相談所、伊勢警察署などの必要な関係機関や組織に調査への協力要請を行います。

③ 調査結果の提供及び報告

- ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供を行います。
- イ 情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分配慮し、適切に提供します。その際は、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにします。
- ウ 調査結果については、市長に報告します。
- エ 教育委員会は、当該調査結果を市長に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から文書の提出を受けた場合は、必要に応じて市長への報告に添付するものとします。

④ 再調査

- ア 市長は、上記ウの報告に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長が設置する附属機関において、再調査を行います。この附属機関の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者の中から事案に応じて選任することとし、公平性・中立性が確保されるよう努めます。
- イ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、市長は、再調査の結果を市議会に報告します。